

第19次東京都消費生活対策審議会
第5回総会
議事録

平成19年7月20日(金)

東京都消費生活総合センター教室 ・

午後 3 時00分開会

消費生活部長 それでは、定刻でございますのでこれから始めさせていただきます。

本日は、皆様方にはご出席いただきまして本当にありがとうございます。御礼申し上げます。

私は、本審議会の事務局を担当いたしております東京都消費生活部長の宮川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、総会の開会に必要な定足数についてご報告をさせていただきます。

本日、この場にお見えいただいております委員の方は、現在17名でございます。このほかに委任状が2通届いております。この審議会の定足数は13名となっておりますので、定足数を満たしていることをご報告させていただきます。

それでは、松本会長、よろしくお願いいたします。

松本会長 ただいま消費生活部長からご報告がありましたとおり、総会開催に必要な定足数に達しておりますので、東京都消費生活対策審議会第5回総会を開催いたします。

まず、新たに委嘱されました委員及び幹事・書記等につきまして、事務局からご紹介をお願いいたします。

消費生活部長 まず、新たに委嘱をされました委員及び幹事・書記等についてのご紹介でございますが、初めに、7月20日付けで新たに委嘱をさせていただきました委員の方をご紹介させていただきます。

お手元の資料1の委員名簿をご覧いただきたいと思います。下線が引かれている箇所ですが、前任の岩佐委員の後に柴田委員がご就任されております。

大変恐縮でございますが、柴田委員、ご就任に当たりまして一言お願いをいたします。

柴田委員 A C A Pの専務理事をしております柴田でございます。よろしくお願いいたします。

自己紹介的なことになろうと思いますが、一応、私は昭和22年生まれですので、いわゆる皆様方が話題にされている2007年問題の真ただ中の人間でございます。生まれも育ちも大阪で、東京に出てきて17年ですが、大阪弁が抜けません。聞きづらいところはお許しいただきたいと思います。

私は、最初は阪急百貨店というところで食品を中心に販売しておりました。それから、ちょっと縁がありまして、東京のほうにヨックモックというクッキー屋があるのですが、

そちらでお菓子の開発あるいは営業開発ということでこちらへ参りました。今は、2年前から、そういう系統のコンサルタントをやっております。そのかたわらではなくて、メインはA C A Pの専務理事ということで今年からやらせていただくことになりました。新参者ですが、今後ともよろしく願ひいたします。

消費生活部長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、この4月1日及び6月1日付けで東京都の幹部職員に異動がありました。それに伴いまして、幹事・書記等の交代がありましたのでご紹介をさせていただきます。

まず幹事でございます。資料2をご覧くださいと思います。知事本局の川澄企画調整部長でございます。本日は代理で内藤課長補佐が出席をされています。続きまして、都市整備局の松村住宅政策推進部長でございます。本日はご都合によりましてご欠席です。それから、産業労働局の目黒金融部長でございますが、本日は代理で千葉貸金業対策課長が出席をしております。最後に、消費生活総合センターの永野所長でございます。

書記につきましては、お手元の名簿の下のほうにありますように、この配付をもって紹介にかえさせていただきます。

なお、4月1日付けの組織改正によりまして、生活文化局が生活文化スポーツ局に名称変更いたしましたので、あわせてご報告をさせていただきます。

以上でございます。

松本会長 本日は、今ご紹介がありました生活文化スポーツ局の局長が出席されておりますので、まずご挨拶をお願いいたします。

生活文化スポーツ局長 生活文化スポーツ局長の渡辺でございます。本日の総会は、消費生活総合センターに委員の皆様方においていただきました。これは、松本会長と相談いたしましたして、ぜひ、消費生活相談の現場をご覧くださいという趣旨でございます。後ほどご案内申し上げますので、どうかよろしく願ひいたします。

また、皆様の昨年の審議会のご審議と答申に基づきまして、消費生活条例を改正いたしまして、7月1日から施行しております。皆様ご案内のとおり、不適正な取引行為の類型を追加いたしますとともに、重大な不適正取引行為の定義を新たに設けまして、それと関連して禁止命令の導入と罰則の新設等をいたしました。

これからこの条例の具体的な適用に入りますけれども、これからも審議会のほうのご指導あるいはご支援をお願いしたいと思います。どうかよろしく願ひいたします。

また、国の政令につきましてもいろいろご議論がありましたけれども、通信販売と電話勧誘販売につきましては、特定商取引法上の権限が知事にも認められましたので、これからより広く対応をしていきたいと考えております。条例、法律とも消費生活のさまざまな場面におきます取引について適正な運用を図っていこうという心構えでございます。

それから、本日の議題としてご審議いただきますが、東京都消費生活基本計画については、10年前に策定して時代の状況と合わなくなってきました。前回の3月の審議会におきまして改定の準備を進める旨の説明をさせていただきました。来期の審議会にご諮問をしたいと考えておりますが、本日は、事務局で計画の改定に当たってさまざまな角度から検討を加えました課題につきましてご説明し、ご審議をしていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

そのほか、本日の会議次第の中に報告事項が盛りだくさん入っておりますけれども、消費生活に関係する行政の取組み等々についてご報告させていただきます。委員の皆様方のご意見を賜りまして、本年度も消費生活行政をより一層前進させていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

松本会長 ありがとうございます。

本日は、審議に入ります前に、消費生活総合センターの業務につきまして皆様に視察をしていただくことになっております。どうぞよろしく願いいたします。

(消費生活総合センターの視察)

松本会長 それでは、おそろいになられたようですので審議に入りますが、その前に、本日の資料について事務局から説明をお願いいたします。

調査担当課長 調査担当の内藤でございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

資料1は、先ほどご覧いただきました委員名簿でございます。

資料2は、幹事・書記の名簿でございます。

資料3は、「東京都消費生活基本計画の概要」という1枚ものに別紙がついております。

資料4は、「東京都消費生活基本計画改定に向けての考え方(案)」でございます。

資料5は、A4の横になっておりますが、「改正消費者生活条例の周知状況について」でございます。

資料6は、「『行政刑罰導入に関する検討会』の検討状況について」でございます。

資料7は、「地域における高齢者の消費者被害防止に係るしくみづくりの現況につい

て」でございます。

資料8は、「消費者団体訴訟制度への対応について」で、要領がついております。

資料9は、「『多重債務問題改善プログラム』の概要」でございます。

資料10は、「『条例第8条の知事に対する申出に関する運用指針』の改正について」でございまして、こちらは運用指針の新旧対照表がついております。

資料11は、「都における処分等の実績一覧」で、後ろにプレス資料等がついております。

資料12は、「都から『子ども用衣類の安全確保』について提案・要望！！」という資料でございます。こちらに参考資料として協議会の概要がついておりまして、また、協議会報告書の黄色の冊子がついているかと思えます。もう一つ、これにはかわいらしい子どもの絵がついておりますリーフレットがつけてあります。

資料13は、消費生活総合センターの「消費生活相談概要」でございます。

13点の資料がございます。何かございましたら、おっしゃっていただきたいと思えます。

松本会長 ありがとうございます。

それでは、お手元の議事次第に従って審議を進めてまいりたいと思えます。

今回の審議事項は、「東京都消費生活基本計画について」の1点でございます。まず、内容につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

消費生活部長 まず、私から、今回の審議事項となっております「東京都消費生活基本計画について」が、なぜこの場でご審議をいただくことになっているのか、初めての委員の方もいらっしゃると思いますので、そのいきさつも含めてご説明をさせていただきます。

これからご説明しますことは、前回の3月22日の総会においてご質問をいただきまして、それを受けて、次回の総会にお示しをするとお答えしているものでありまして、この点については総会でご了解をいただいているものでございます。

では、そのときにどういうご質問をいただいたのかについて、かいつまんでご紹介をいたします。

平成9年2月に策定された東京都消費生活基本計画は、計画期間の10年程度にそろそろ近づきつつあります。条例には、この消対審に諮問をして改定するとなっておりますが、東京都はどのように考えているのですかというご質問をいただきました。そのお答えとして、私から4点についてお話をさせていただきます。

まず1点目は、10年もたつのでそろそろ見直しが必要と認識しています。ただし、ご案内のように、例えば経産省などは、事業者育成と消費者保護は車の両輪というようなこと

を最近言い出しておりますように、消費生活を取り巻く環境が大変大きく変わってきております。改定計画が、こうした変化の激しい時代に、これまでどおり10年間程度の期間設定で問題はないのかどうか、この辺も検討が必要であるということでございます。

2点目は、計画の進行状況を、毎年、審議会にご報告をして、ご助言をいただいて、消費生活行政を積極的に推進するための仕組みや方策についても研究が必要であると申し上げております。

3点目は、会長ともご相談させていただきながら、できれば、第20次の前期辺りのところでこの改定計画を諮問できるように考えたいということ。

最後に4点目ですが、次回の総会で、この計画のアウトラインのようなものを少しお示しして議論していただければと思っているということをお話ししております。

本日は、改定計画のアウトラインとまではいかないのですが、計画改定に向けての考え方を示させていただいております。

なお、現行計画の進行管理につきましては、毎年、主要事業の進捗状況を把握することなどによりまして、行政側で実施しているところでございます。実際に前回の3月22日におきましても、18次の答申が具体的にどのように主要施策に反映されているのか、この辺の報告をというお話もございまして、ご報告をしているところです。そうはいつでも、審議会のほうからは、とにかく、議論や答申などが政策として具体的にどう実行されたかということが定期的に審議会にご報告があってもいいのではないかと。このようなご意見を複数の委員の方々からいただいておりますので、非常に強いご希望もございまして、この点につきまして、今度の改定計画でどのように扱うか、これも含めてその考え方を、これから資料の説明もございしますが、担当課長から説明させていただきます。

調査担当課長 それでは、資料3と4に基づきましてご説明させていただきます。

今回お示しいたしましたのは、計画改定に向けての考え方として、3つの大枠、「計画期間」、「計画の柱立て」、「推進方策」の3つでございます。資料3は、この内容を現行の基本計画の概要についてまとめたところでございます。

現行基本計画は、条例43条と45条に基づいてつくられた計画ですが、平成7年7月に審議会に諮問し、平成8年5月にご答申いただき、行政として計画をつくったのは平成9年2月ということで、策定までに約2年近くかかった計画でございます。

「計画期間」ですが、10年度の長期計画でございます。

「計画の柱立て」ですが、目的、性格、体系という柱立てになっております。この計画

の目的は、都民の消費生活の安定と向上を図ることであります。また、この計画の性格は、消費者の視点に立って消費生活を推進するための基本指針であると同時に、都の方向性を示すことにより、消費者と事業者、区市町村等に協力を求めていく性格を持っております。

そして、計画の体系ですが、都民の消費生活の安定と向上が目標となっておりまして、これを達成するために、政策課題としてここに掲げてありますように、安全で安心できる消費生活基盤の確保など5つの政策課題として持っております。そして、この政策課題のもとに施策の方向がつけられ、さらに、計画期間に重点的に取り組む事項を定める、こういった構成となっております。

3番目として「推進方策」ですが、別紙1をご覧くださいと思います。「現行基本計画の進行管理体制」ということで図解いたしました。この図の中で、二重線で囲まれています。東京都消費生活基本計画を毎年具体化していく上で実施方針をつくり、その方針のもとでの施策や事業をまとめました細目、そして、この実施細目に載っている施策の実施状況の報告書をつくる。これらをもとに、進行管理、消費生活対策推進会議という、庁内関係局の職員で構成する会議ですが、進行を管理していくという体制でございます。

ここで、消費生活対策審議会との関係が「連携」となっております。連携ということで、適宜、必要に応じて意見を求めるという関係となっております。

おわかりいただけますように、現行基本計画の進行管理は行政内部の進行管理が中心になっているところでございます。

このような基本計画の大枠が、果たして今後の改定計画にもふさわしいものかどうかということで考えたものが資料4でございます。計画の改定を考える背景としては、やはり消費者を取り巻く環境の変化、速さ、激しさがあるかと思います。改正条例の要因ともなりました、法の隙間を狙う悪質事業者の存在、そうした中で、行政も指導から処分へ重視という流れが求められております。また、最近、よく話題になりますように、食品の安全性とか表示に対する信頼性の喪失といったことも見られております。さらに、国の法改正も、消費者基本法の制定だけではなく、特商法の改正とかさまざまな改正がされております。こうした近年の環境、時代の変化が多々あるわけですが、こうしたことに対応できる計画を目指すという観点から、3つの大枠を考えました。

1番目として「計画期間」ですが、5年間で適切かと考えております。計画期間は条例では設定してありませんので、その時々によろしい期間を設定することが可能でございます。社会経済状況の変化の速さを考えますと、現行計画のように10年スパンで都民の消

費生活を見通すことは難しいと考えます。一方、行政の計画としての一貫性も大切ですので、5年間の中期計画はどうであろうかと。この辺につきましても、国の消費者基本計画が5年であることを参考にしても妥当であると考えているところでございます。

「計画の柱立て」ですが、現行計画の柱立てにありました目的、性格、計画の体系のうち、目標や5つの政策課題があるわけですが、こちらにつきましても、条例にのっとった、現在にも通用する基本的考えですので、これらは踏襲して引き継いでまいりたいと思っております。

ただ、施策の方向や、重点的に取り組む事項につきましても、例えば新たな課題、多重債務問題や適格消費者団体への対応など、多々ございますので、時代にふさわしいものへと変えていく必要があると思います。こちらにつきましても、別途検討していく必要があると考えております。

3番目として「推進方策」でございます。計画が着実に推進するためには、進行管理の方式が極めて重要であると考えております。基本計画の策定、変更につきましても、審議会の諮問事項となっております。必ず審議会のご意見を踏まえた上で策定しているわけでございます。さらに、考えますと、基本計画の進行管理そのものも、条例第45条、本日お配りしました緑の冊子の中に、58ページ、59ページに関係条例が載っておりますが、都民の消費生活の安定と向上に関する基本事項として審議会に調査・審議いただき、意見を述べていただくことも、本来の役割であります。このことを行政として認識し、消費生活対策審議会が中心となった進行管理を明確にしていきたいと考えました。

そこで、消費生活対策審議会による進行管理としましては、現行の、必要に応じて審議会の意見を求める、いわば「連携」という方式ですが、これを見直しまして、毎年、審議会を中心に進行管理をしていく。そして、その方法ですが、行政は、毎年、重点課題を定め、その課題に取り組むための主要事業を持ち、そして、その事業実績を行政内部できちんと管理しておりますので、これをもとに進捗状況を審議会にご報告し、ご意見をいただき、施策に反映していく。ちょうど、部長が申しましたように、3月22日の総会の場で、第18次の審議会答申の取組状況ということで、その年度の事業実績をご報告いたしまして多々ご意見をいただいたところでございます。本日も、報告事項という形で、最近の消費生活行政の主な取組みを報告させていただきますが、こうした方法を基本計画の進行管理におきましても実践していくことが適切と考えたところでございます。

そして、消費生活対策審議会は、生活文化スポーツ局が行います消費生活施策を中心に

進行を管理していただく。まさに、3月22日のような方法でございます。そして、各局にも、消費者の視点から行っている消費生活関連施策というものがあまして、例えば、食の安全は福祉保健局ですが、環境の分野もあります。これらに関しましては、事務局を通じて、毎年、実施状況の報告を求め、必要に応じて審議会が意見を述べ、また、事務局を通して、審議会のご意見を他局の消費生活関連施策に反映させていく。こうした方法を考えているところでございます。

このようにいたしまして、基本計画全体の進行管理が消対審を中心に行われるようにしたいと考えているところでございます。

審議会の意見を施策に反映していくためには、進行管理の時期も重要になっております。この時期につきましては、5月から6月が適切と考えました。理由として、3点ございます。ひとつは、前年度の事業実績が確定した内容でご審議いただくことができますし、他局の事業実績もお示しできることとなります。もうひとつは、当該年度の5月から6月ですと、入っておりますが、年度当初ですので、いただいた意見を具体的な事業実施の中で反映させていくことは十分に可能と考えております。さらに、とりわけ次年度の予算要求作業前ですので、審議会からいただいたご意見を次年度の予算要求に反映できるという、まさに進行管理をしていただくにふさわしい時期であると考えました。

説明は以上でございますが、よろしくご審議をお願いいたします。

松本会長 ありがとうございます。

本格的な議論は次回の総会とか次期の審議会で行われるとのことですが、本日お出しいただきまして改定に向けての方向性について、ご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。

長田委員 今、資料4で示していただきました改定の向けての考え方は、大枠で賛成をさせていただきたいと思います。

まず、この計画期間の5年というのは、先ほどおっしゃいましたように、10年では長すぎて、どんどん流れていく時代には10年はあまりにも長すぎるということ。それから、行政の流れということを考えても、国の基本計画のことを考えても、5年というのは適当なご提案だと思います。

今回のこの基本計画の考え方は、国で行っています消費者基本計画の検証・評価・監視のシステムと共通するものが非常に多いと思います。私は、松本先生や御船先生とご一緒に国生審でもその作業をさせていただいていますけれども、東京都においては、国よりも柔軟な、国で行っている検証・評価・監視の部分が、進行管理という形で、もし消対審が

関わることで実現すれば、非常によりよい計画になるのではないかと考えて伺いました。

この基本計画の柱立てのところ、目標、政策課題は現行計画を踏襲ということで、そのほかに、都ではもともと、重点課題とかということで具体的な政策を立てていらっしゃいますけれども、今回、この基本計画に盛り込む場合にも、それが非常に具体的な施策で、それがいつまでにということまで書き込んでいただけないと、結局、進行管理のところでは、それが実際には管理がしにくいというか、できないことになると思いますので、ぜひ、より具体的な計画にさせていただきたいと思っています。

それから、次回の第20次での諮問というご説明が最初にあったと思いますけれども、その段階で、こういう形にしましょうという辺りをまた1年間かけてお話し合いをしていると、20次のもう1年先のところに計画ができるような形になってしまうということなのか、これで基本計画の10年目が終わるところですが、引き続き途切れない形で新しい基本計画ができていったほうがよいのではないかと私は思いますので、その辺りの予定を教えてくださいましたらと思います。

調査担当課長 2点のご質問をいただきまして、具体的な施策の明示ということでございますが、進行管理をしていく上では、実施時期を含めた具体的施策を明示することが非常に大切だと思っております。この点については、どのような形がよいかということは検討させていただき、次回の総会ではお示しするようにしたいと思っております。

もう1点は計画の改定を早くということでございますが、冒頭に申しましたが、現行の基本計画は、諮問から約2年近くかかっております。こうした悠長なことは、今の現状ではできないと考えております。

今回の考え方としてお示ししたのは、大枠ですが、次回の総会では、骨格をお示しいたしまして、この骨格につきまして、全体について審議会でご了解いただいた上で、できれば、20次の前期の諮問では、行政としての5年間の計画の素案をお示しし、この内容を実質的にご審議していただいた上で、平成20年度にはスタートするような、そうした計画を目指したいと考えております。

大山委員 質問というよりは、意見を述べさせていただきたいと思っております。

先ほどご説明がありました、推進の方策の進行管理という点では、現在の反省に基づいてきちんとやっていこうということでは、消対審にきちんと報告していただいて、審議会の審議委員の皆さんの意見が反映できるということは前進だと思っております。賛成です。

同時に、消費者を取り巻く環境の変化ということで、国の法改正とか商品の安全性や

表示に対する信頼性の喪失、悪質事業者による消費者被害の拡大ということがありますけれども、国も含めて消費者行政が、事前規制から事後規制に変換しようという流れの中で計画策定になるわけですね。その規制緩和と事後チェックに頼るというやり方が、例えば食品の分野だけを見ても、企業の自主管理が大きな流れになっている中で、雪印や不二家、ミートホープなど、最近で言うとそんな事件も挙げたらきりが無いほどというような状況ですし、NOVAとかコムスンというように、儲けを最優先して、多くの分野でさまざまな問題を引き起こしているということが言えると思います。

このやり方でいいのかと考える時期に来ているのではないかと考えています。規制緩和一辺倒ではなく、消費者の権利を保障するための事前の規制も含めて、消費者行政を抜本的に強化することが必要と考えています。

この間、読売新聞の6月21日の論点で、消対審の委員でもいらっしゃる池本弁護士さんが書いていらっしゃいましたけれども、事前規制から事後規制へと転換しようとしているけれども、そうであるならば、消費者行政担当の部署の大幅拡充が求められると述べていらして、私たちは、事前規制から事後規制ということ自体に大きな問題があると思いますが、担当部署の大幅拡充ということはそのとおりだと思っています。

ところが、東京都を見てみると、やはり消費者センターは縮小、多摩は検査もできないような状況になっているし、職員の削減ということでは、強化するところか、今、縮小ということですので、これでは事後チェックもできないと思います。ですから、専門職も含めて拡充する方向が重要だと思いますので、意見として述べておきます。

宮崎委員 私は、都の消費生活基本計画の策定に初めてコミットさせていただくことになりそうで、よかったなと思っていますけれども、実は、この計画を読んだことがまだ一度もありません。実態がどうなっているかということ踏まえて発言しなければいけないという点も感じながら、少しいの外れかもしれませんが、消費生活基本計画というような名前を与える計画について、極めて基本的なところで私が感じることを少し申し述べさせていただきます。

まず、目的として、極めて明快に、都民の消費生活の安定と向上に資するということがうたわれています。実は、「向上」という言葉が入っているのですけれども、どうもこの目的の設定が、これまでの日本の消費者問題のとらえ方が極めて事件対応型であったと言えると思いますが、そうしたことをあらわしているのではないかと考えて仕方がありません。

ウェブがここまで生活を左右するような状況になってきて、さまざまなSNSが誕生し

ている状況を見ても、特に若者がどういう生活をつくろうとしていっているかということ、まさに驚きを持って見ているわけです。年寄りの私たちも私たちに、若者も含めた新しい生活あるいは文化、産業みたいなものを創造していかなければならない。実は、創造していけるだろうと思っています。そういうようなことを踏まえたときに、消費生活基本計画は、そうした若者も含めた国民の生活を新しく創造していくという視点を盛り込んだ計画にする必要があるのではないかという気がします。

その意味では、私は、この目標を、せっかくこういう時代が大転換をしようとしている時期だということ踏まえて、私が今申し上げたような観点からのビジョンといたしましうか、生活基本計画の哲学といたしますか、そこらを盛り込んだものうたい直す必要があるのではないかという気がしております。

詳細を全く検討しないまま直感的に申し上げましたので、次回の会議までに、私の意見を少し肉づけして、また改めて申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、ぜひ事務局でも、そうした点が必要ではないのかということに、少し着眼していただければありがたいと思っております。

そのように考えますと、決して事件対応型ではない消費者基本法ができるし、そこから新しい日本の生活なり、社会なり、国づくりなりということができていくのではないかと思います。行政が産業をつくり挙げるといふ、例えばSNSは、私はさまざまな発想を飛ばしていますけれども、そうしたことも可能ではないかという気がします。

最後の部分は非常に抽象的なことを申し上げましたので、イメージしていただきづらいかもわかりませんが、私は、消費者情報の発信というのは、ここではウェブを利用してやっているということで、だいが整備されてきているように思いますけれども、もう少し歩を進める。例えば、SNS的に行政SNSみたいな発想ができないのかという余分なことを考えておまして、これも非常にアバウトなイメージですけれども、問題提言ということだけで申し上げさせていただきました。

松本会長 お手元にいろいろな資料集がありますが、残念ながら、基本計画が入っていないということで具体的なイメージもつかみにくいと思います。次回、より具体的な方向性が出てくる予定ですから、そのときにはぜひ、現行の基本計画を資料としてお出しいただきながら、どのように変えていくのがいいかという議論をしたいと思っております。

ほかに特にございますか。

御船委員 とてもよい試みですし、これは実質化していかなければいけないと考えてお

ります。

1点だけ希望を申し上げます。「推進方策」の(1)の下から2行目、「他局の『消費生活関連施策』については事務局を通じて実施状況の報告を求め、必要に応じて意見を述べる。」という箇所がありますが、これで有効に働くかどうかということです。もちろんそのやり方だとは思いますが、他局の施策については、特に工夫がいると思います。

国の基本計画にしても、やはり、内閣府を中心にしながら他省庁の施策の検討も必要です。別紙1の、現在の東京都消費生活対策推進会議に参加する部局が網羅的ですので、事務局を通じて実施状況の報告を求めという、この辺がどのように有効に働くのか、機動的に動けるような方法をちょっとご検討いただきたいというのが希望です。

以上です。

松本会長 よろしいでしょうか。

それでは、ただいまいろいろお出しいただきましたご意見を踏まえて、さらに検討を進めていただいて、またご提案いただきたいと思います。

それでは、本日は報告事項が多数ありますので、まず一通り説明をしていただいて、その後で質疑を受けたいと思います。

どうぞ、随時お願いいたします。

調査担当課長 それでは、報告事項の1番目にあります「改正消費生活条例の周知状況」につきまして、資料5をご覧くださいと思います。

横版の資料ですが、改正条例の周知広報ということで、この会場の後ろにも貼られておりますが、悪質商法キャンペーンキャラクター『サギだもん』を使いまして、5月から7月にかけてポスター掲出ということでの周知を行いました。都営地下鉄全線に中吊り広告をいたしましたので、先生方のお目にもとまったかと存じます。また、私どものホームページである「東京くらしWEB」内に条例改正の特集コーナーを設けまして、イラスト等を使って解説したものがございます。また、情報誌「東京くらしネット」の5月号では、条例改正の特集記事を掲げたところでございます。また、印刷物による周知として、本日、お手元の逐条解説、改正条例を含めた解説ですが、こちらは審議会の委員の先生方のご助言をもとに作成したところでございます。

5月の都民向けシンポジウム、事業者向け説明会ですが、5月30日にウィメンズプラザで都民向けのシンポジウムを開催しまして、168人の参加がございました。基調講演に引き続き、齋藤先生に条例改正の趣旨説明をしていただき、池本先生のコーディネートのも

とで、悪質事業者から都民を守るとのことでのパネルディスカッションを行いました。

また、事業者向け説明会も3回にわたって行ってありまして、委員の先生方のご協力も得まして、250事業者、566名の参加を得たところでございます。

今後の周知予定ですが、9月の高齢者キャンペーンや10月の消費者月間にさまざまなイベントがありますので、そうした際にこの条例改正の内容を周知するよう工夫してまいりたいと考えております。どうぞ、これまでも増しまして、委員の先生方のご協力とご助言をよろしくお願いいたします。

続きまして、資料6をご覧くださいと存じます。「『行政刑罰導入に関する検討会』の検討状況について」ということで、ご報告いたします。前回の総会の際でもご報告申し上げましたが、改正条例は過料という形で罰則が規定されておりますが、さらに刑事罰導入に向けて検討するというので、行政刑罰導入に関する検討会が発足し、現在までに6回開催されております。委員の先生方は、消対審の小部会の委員としてご協力いただいた先生方に引き続きご協力いただいております。

本年度の内容ですが、4月に入りまして、幅広く有識者の方のご意見を伺うということで、東大の経済刑法の先生のお話を伺っております。刑事制裁のメリット・デメリット、行政制裁としての課徴金の積極的な活用をというお話をいただいております。こうした中で、消費者被害の現状に着目して刑罰を導入することは、十分必要性があるのではないかとということと、罰則の執行段階で刑罰と過料の選択の可能性はどうであろうとか、さらには、行為そのものを罰するような直接的な罰則の要件の絞り方が議論されております。

6月に入りましては、罰則の導入に向けましては、立法技術的な面や都の条例としてのバランスを考えることも必要ということで、刑事罰を設けている都の他条例を3つ取り上げております。内容としましては、罰則の構成要件の特徴、庁内調整や地検との協議を含めた導入の経緯、さらには、条例の運用状況等を議論したところでございます。

こうした中で、消費生活条例の罰則の導入に向けては、薬物濫用防止条例が参考になるのではないかとのご意見が強く出ております。さらに、規制条例的なものを消費生活条例にどう組み込むかという方法も議論されております。

また、現在、特定商取引法の指定商品・指定役務制の廃止という法改正の動きもありまして、こういうことを想定した立法事実の分析の重要性というご意見も強く出ています。

今後ですが、第8回の9月には、諸外国の消費者関連法における罰則規定等について、

文献調査の報告を予定しております。この調査を行う経緯ですが、改正条例は法の隙間を埋める規定になっていまして、日本の法律では、事業者規制を横断的に罰するような規定はないということから、消費者の権利の保護という切り口で罰則規定の考察もできないかということで、検討会の先生方のご提案を受けまして、消費者法制の先進国である5カ国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国についての罰則規定について調査しているところでございます。調査結果については、9月には報告される予定でございます。

検討会では、大変幅広い観点から罰則についてご検討いただいております。今後、こうしたことを踏まえまして、事務局といたしましては、論点を整理し、行政刑罰の導入に向けた報告書の取りまとめをしていきたいと考えております。

以上でございます。

企画調整課長 企画調整課長の武市と申します。よろしくお願いいたします。

地域における高齢者の消費者被害防止に係る仕組みづくりの状況につきまして、お手元の資料7に基づいて報告させていただきます。

3月の総会におきまして、高齢者の消費者被害防止のための地域における仕組みづくりガイドラインについて報告させていただいたところでございます。このガイドラインをまとめる中で、昨年、「高齢者の消費者被害防止に係る取組状況調査」あるいは「区市町村における高齢者見守りネットワーク等に関する調査」を行ったところでございます。

東京都といたしましては、ガイドラインでご紹介したような、地域における仕組みづくりがすべての区市町村で行われ、高齢者の方が、どこでも安心してお住まいになれるようになることを願っておりますが、調査結果を見る限りでは、取組みの進んでいるところ、まだまだ進んでいないところ、いろいろとあるようでございます。

資料7は、ガイドラインでご紹介しております仕組みづくりのための要件1から4に基づいて、取組状況と、取組状況に合わせて今後求められることを提案したものでございます。なお、調査結果は昨年末時点のものでありますので、その後の動きも含めてご報告させていただきます。

まず要件1「被害の発見・連絡のための地域の見守りネットワークの構築」です。被害を早期に発見し、連絡することが大切であり、そのためには地域の見守りネットワークの構築が必要ということですが、調査の結果は、「消費者部門でネットワークを構築している」、「既存の福祉ネットワークを被害防止に活用している」と回答した区市町村があわせて13区10市とまだ半分に満たない状況でございました。福祉のネットワークがあるけれ

ども、活用していないという自治体は、まずネットワーク代表者への説明や協力依頼、出前講座による事業説明などから取りかかることを、また、ネットワークがないと回答をいただいたところにつきましても、今一度改めてネットワークについて考えてみることをお勧めしております。

おめくりいただきまして要件2「速やかな相談受付と迅速な対応」です。被害の発見を速やかに相談につないでもらうためには、各方面に相談先を周知することが必要です。また、相談につなぐ際に、見守りネットワークの方々に負担をかけない工夫も必要となっております。調査結果によりますと、介護事業者等からの相談・通報による被害の回復や被害の防止事例があるとしたところは半数を超えております。しかし、見守りネットワークの方々に負担をかけない工夫は、限られた区市でしか行われていないようですので、まだこのような工夫がされていないところは、既に連絡シートなどを作成している自治体が参考になるかと存じます。

次に、要件3「高齢者及び見守りネットワークに対する効果的な情報提供」です。元気な高齢者や介護サービスを受けている高齢者も含めたすべての高齢者に対して情報を切れ目なく送ること、見守りネットワーク構成員への情報提供・啓発活動を行って被害状況を実感していただくことが大切です。調査状況を見ますと、介護事業者等への情報提供はかなりの区市町村で行っております。今後は、さらに情報を提供する対象を拡大するとか、情報提供の時機、方法を工夫していただくと、より効果的になるかと思えます。まだ提供していないところについても、必ず何かしら広報媒体があるはずですので、まずは既存の媒体の活用を考えてみていただけるよう呼びかけております。

おめくりいただきまして、要件4「消費生活部門と高齢者福祉部門との緊密な連携」です。消費生活センター等に相談が入っても、高齢者本人だけでは対応が難しいケースもありまして、地域包括支援センターや介護事業者、民生委員の方々のご協力をいただくことが増えております。被害のリピーター化もありまして、見守りも大切です。

高齢者の被害救済に当たっては、契約に関する専門的な相談処理のノウハウと、高齢者の生活を地域で支える福祉サービスとの連携が不可欠です。調査の結果を見ると、まだ連携がないとしているところが多いようですが、第一ステップとして福祉関係の連絡会等に参加してみるなどして、課題を共有し、連携のきっかけをつかんでいただくようお話ししております。

最後に、ガイドラインの冊子には載っていない3月以降の取組事例についてご紹介した

いと思います。

一つは文京区の実例です。文京区は、要件1の調査においては、ネットワークを構築予定と回答していました。そして、当初は、消費生活部門でネットワークを立ち上げようと検討しましたが、地域包括支援センターがさまざまな団体や民間と協力して高齢者を見守るといふ、「ハートフルネットワーク」が既にあることに気づき、思い切って高齢福祉部門に話をしたところ、契約に関する被害が非常多くなっていることに、高齢福祉所管課もちょうど悩んでいたところだったので、スムーズに連携でき、消費生活センターもこのネットワークのメンバーとして参加することになったという事例でございます。

もう一つは江戸川区の実例です。高齢者の被害防止のためには、取り巻く家族の方や地域の方々への啓発が重要だということで、今年の5月から、相談事例を中心とする被害状況を提供する「みまもり・ねっと」という情報紙を発刊しております。被害状況の報告による意識喚起を目的とし、社会福祉協議会や地域包括支援センター、老人クラブなどに配布しており、5,000部の発行を目指していると聞いております。

このような調査結果、そして、それぞれに今後求められることにつきましては、先月行いました区市町村の消費者行政担当課長会でも報告したところでございます。都といたしましては、ガイドラインをさまざまな機会を捉えて周知する、あるいは、取組状況を調査してこのような形で紹介したり、今後の方向性を提案するといったことを通じて取組みをさらに広げていきたいと考えております。

続きまして、消費者団体訴訟制度への対応につきまして、資料8に基づいて報告させていただきます。改正消費者契約法が6月7日に施行されて消費者団体訴訟制度がスタートいたしました。消費者被害の増加を背景として、その未然防止、拡大防止を図るために、一定の消費者団体に事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める必要性が高まり、導入に至ったわけでございます。

制度の流れですが、内閣府が認定した適格消費者団体が被害情報を収集し、事業者の行為が不当であると考えるときは、まず当該事業所に「改善申入れ」をして交渉や話し合いを行うこととなります。それで問題が解決した場合には和解となりますが、解決が困難な場合には、差止訴訟の1週間前に請求の要旨や紛争の争点などを記載した書面を事業者へ提出し、それでも解決されない場合に訴訟を提起することとなります。

このような場合には、消費者から提供された情報に加え、適格消費者団体が国民生活センターや地方公共団体に相談情報の提供を依頼し、情報を得ることも想定されてお

りまして、改正消費者契約法の40条に規定されているところでございます。

この消費者団体訴訟制度には非常に大きな期待が寄せられておりまして、制度を実効性あるものとするのが大切です。そのためには、まずは適格消費者団体自身の取組みも必要ですが、2に掲げたような課題もありまして、制度の実効性を高める観点から、行政としても環境整備に取り組むことが求められております。

情報面での支援といたしまして、3「東京都における相談情報の提供について」をご覧ください。消費者団体訴訟制度では、ある適格消費者団体が既に確定判決を得たり、裁判上で和解した場合には、同一の事業者に対して同一の請求内容をもって他の適格消費者団体が訴訟を提起することはできないために、きちんとした形で相談情報を提供することがとても大切です。東京都といたしましては、適格消費者団体への相談情報の提供について、積極的に対応しようと考えております。そして、都の消費生活総合センターが受け付けた情報だけではなく、受付機関である区市町村を特定した情報提供もできるよう、あらかじめ区市町村の包括的な了解を得て進めてまいります。

これに関しまして、消費者団体訴訟制度に関する連絡会の設置について報告いたします。1枚おめくりいただき、「消費者団体訴訟制度連絡会設置要領」をご覧ください。この連絡会は、都及び区市町村が適格消費者団体に対して適切な協力を行い、消費者団体訴訟制度が効果的に機能するための環境整備を図ることを目的として設置しておりまして、適格消費者団体が差止請求権を適切に行行使するための環境整備に関すること、消費生活相談情報の提供等に関すること、団体の活動状況に関することなどを意見交換・協議していくこととしております。

連絡会の構成は、都、区市町村の担当課長、そして適格消費者団体を目指している2団体です。区市町村の代表として世田谷区と八王子市に、適格消費者団体を目指している団体として特定非営利活動法人消費者機構日本と指弾法人全国消費生活相談員協会にご参加をいただきまして、8月1日に第1回連絡会の開催を予定しております。

恐縮ですが、先ほどの資料にお戻りください。4にあります、消費者団体訴訟制度に関しまして、去る7月4日に国への提案要求を行っております。提案内容は(1)から(3)までご覧のとおりですが、内閣府の国民生活局消費者団体訴訟室長からは、現在、2団体からの認証申請を受けて審査をしているところであるが、東京、大阪だけではなく、地方にもっと制度を活用してほしいのでさらに周知をしていきたいこと、環境整備については財政上の支援は難しいので、情報面の支援を中心に考えていること、そして、(3)につきま

しては、附帯決議でも挙げられている点なので検討はしているけれども、損害賠償請求については法律上難しい問題がありまして、長期的課題と考えているという回答をいただいているところでございます。

以上です。

取引指導課長 取引指導課長の杉田でございます。(5)の「多重債務問題の対応について」、口頭で現状のご報告をさせていただきます。

ご案内のとおり、多重債務問題改善プログラムは、政府の多重債務者対策本部が有識者の意見等を踏まえてこの4月20日に取りまとめて、東京都にも取組要請が届けられたものでございます。お手元の資料9は、そのプログラムの概要を取りまとめたものでございます。

東京都といたしましては、この間、多重債務問題にどのように取り組んでいくのか、福祉保健局、産業労働局、私ども生活文化スポーツ局の3局を中心に検討を進めてきているところでございます。この問題に関しては、このプログラムにもありますが、基本的には、多重債務問題の発見として、都民と接するさまざまな窓口における掘り起こし、そういったところから丁寧できめ細やかな相談窓口の整備強化、それに加え、セーフティネットとしての債務整理資金等の貸付から、多重債務以外の問題を含む生活再建、そして金融経済教育の強化、さらには、ヤミ金等の撲滅に向けた取締りの強化といった総合的な取組みが必要であると考えております。

また、昨年2006年の自殺者が3万2,000人いらっしゃって、そのうち経済生活問題によるものが約7,000人になるという報道もなされており、自殺の総合対策とも連携した取組みが必要ではないかと、そういうふうにも考えております。

こうしたことから、現在、多重債務者等への貸付事業を準備しているとともに、さまざまな生活再建に関連している福祉保健局と貸金業対策を担当する産業労働局、そして、消費生活相談を担当する私ども生活文化スポーツ局の3局を中心に、垣根を低くしてしっかりとした総合的な取組みを可能にする庁内体制づくり、そして、庁外の関係団体、専門家の方々からも協力を得つつ、具体的な方策を進めるための協議会づくりをできるだけ早い時期に、私どもといたしましては秋ごろを目指して設置するため、最終的な調整を進めている段階でございます。

本日は口頭で申し訳ありませんが、現時点でのご報告は以上でございます。

企画調整課長 続きまして、条例第8条の知事に対する申出に関する運用指針の改正に

ついて、資料10に基づき報告させていただきます。

条例8条の知事に対する申出とは、都民が条例の定め違反する事業活動等によって消費者の権利が侵されている疑いがあるとき、知事に対してその旨を申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができるというものでございます。

運用指針は、この8条の処理に当たって重要であると思われる事項を都民にわかりやすい形で盛り込み、周知することによって、都民から見やすいものとする必要があるとの消費生活対策審議会第13次答申を踏まえて策定したものでございます。

これまでの申出制度の実績を見ますと、不受理の件数が把握できる平成13年度以降の6年間では、受理が4件、不受理が12件となっております。裏面にあります改正前の運用指針第3に定める受理の基準に基づいて、受理・不受理を決定してまいりました。

12件の不受理は、消費者の権利が侵されている疑いがあるとは言えない、権利の侵害が申出人個人にとどまらず広く都民に及ぶ可能性があるとは言えないなどの理由でしたが、申出できるとしながら不受理とされたことに対して、平成11年度には異議申立てもなされていたようでございます。

これまでの運用を見ても、不受理件数が受理件数の3倍にもなっておりまして、3つの受理要件によって、受理のハードルは現実には高くなってしまっていたこと、申出を受領してから受理・不受理の判断をするために長期間を有する場合があったことなどの問題がございました。また、条例施行規則第2条は、申出書に記載すべき事項を規定しているのみであり、これを満たしていれば当然に受理すべきであるとの法規担当からの指摘もありましたこと、特定商取引法第60条の主務大臣に対する申出においても、形式要件を欠く場合以外は申出を受理していることから、今回、運用指針の改正をさせていただいたところでございます。

主な改正内容といたしましては、これまで受理要件としていた内容を、この8条の申出の趣旨として記載したこと、そして、形式要件を欠く場合以外は受理することとしたために、受理時点では内容の真偽が確認できないことから、第5の情報提供におきまして、情報提供の時期を受理時点及び回答時点から措置時点と変えたことでございます。

以上でございます。

特別機動調査担当副参事 引き続きまして、都における処分等の実績につきまして、特別機動調査班の柴田よりご報告をさせていただきます。

日ごろ、先生方におきましては大変ご指導をいただきましてありがとうございます。

お手元の資料11ですが、 の「19年度の不適正取引事業者の処分等実績」のところで、平成19年度の4月1日から昨日7月19日までの実績をお示ししてあります。下の段ですけれども、 では過去の実績を一覧でお示したものでございます。

まず、平成19年度のところで、特商法がかかわるものにつきまして、特商法における6つの取引類型に分けて、業務停止、指示の内容の件数をお示しさせていただきました。こちらの訪問販売ですが、1枚おめくりいただきますと、原宿、池袋、立川とありまして、ここでキャッチセールスを行っていたところがあり、これは特商法においては訪問販売の分野に入ります。こちらについて業務停止をかけさせていただいたというものでございます。こちらにおきましては、立川ということで多摩地域まで含めて都内全域を調査させていただきました結果、このような悪質事業者があったということで処分をさせていただいたものでございます。

また1枚おめくりいただきますと、次に、連鎖を繰り返すということで、これは、その前に、ウィーズインターナショナルという、私どもが一度処分させていただいた会社があったのですが、それが看板をかけかえて、このような形で、LOGという新しい会社をつくり、また同じようなことをやっていたということもありましたので、私どもとしては、その後の追跡調査などを行った結果、大量の処分をさせていただいたものであります。こちらが特定商取引法に基づくものでございます。

もう1枚おめくりいただきますと、続きまして、語学教室のNOVAにつきまして、経済産業省と連携をとらせていただきまして、NOVAが全国展開しているということもありますので、特商法については経産省のほうで、そしてまた、都内におきましてもいろいろな問題がありますので、これにつきましては都の条例に基づいて改善の勧告をさせていただいたものであります。

それから、もう1枚おめくりいただきますと、「血液検査を無料で」ということがありまして、実はこれは特商法の対象外の事例です。特商法は、指定役務、指定商品、指定権利制をとっておりますので、こちらの対象外でしたので、これにつきましては、警視庁といろいろと連絡をとらせていただき、警視庁のほうで医師法で逮捕者を出したと同時に、私どもも勧告を行いまして、業務改善、法人に対しての勧告を行ったという事案でございます。

以上、本年度の昨日までの実績で、法に基づいて17件、条例に基づいて2件、あわせて19件の処分を行っております。今後も、7月1日で、電話勧誘とか通信販売の政令改正が

ありまして、自治事務という形で都道府県知事に権限が下りております。また、7月1日をもって条例においても改正がなされて、禁止命令なども発生することができるということになっております。

今後とも厳正な適用をして、悪質事業者を排除してまいりたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

生活安全課長 生活安全課長の長でございます。

私からは、資料12に基づきまして、子どもの事故防止の取組状況についてご報告させていただきます。

東京都では、子ども用衣類の安全確保について、商品等の安全問題に関する協議会に検討を依頼し、今年の3月26日にそのご報告をいただいたところであります。

資料を4枚ほどめくっていただきますと、黄色い冊子がございます。それが報告書ですが、本日は概要版で簡潔にご説明させていただきます。

前に戻りまして、資料12を1枚おめくりいただきますと参考資料1がございます。これは協議会の概要について書かれております。これは省略させていただきます。

もう1枚めくりまして参考資料2について簡潔に申し上げます。

1と2に書かれておりますけれども、欧米においては、子どもが関係した事故情報を収集・分析して安全対策が講じられておりまして、子ども用衣類に関しましても安全規格が制定されております。また、それらに起因する事故も著しく減少しているという状況があります。ところが、日本では、事故の実態が全く把握されておらず、安全対策も講じられていないという実態が明らかになっております。協議会の検討に当たりましては、危険情報そのものが少ない状況でしたので、新たに消費者にアンケート調査を行ったところ、参考資料2の真ん中よりやや下の右側に円グラフがありますが、77%の方が何らかの事故・危険に遭われていると。それから、そうした人たちが、下の棒グラフになりますが、96%の人がどこにも苦情を申し出ていないこともわかりました。

このように事故情報が埋もれてしまい、日本においては製品の安全性確保のための改善策がフィードバックされることはなかったということになります。そこで、協議会で議論を重ね、国や関係機関、業界団体に対する子ども用衣類の安全性に関する具体的な取組施策を盛り込みまして、3月26日に都に報告があったということでございます。

また戻りまして資料12をご覧ください。協議会の報告を受けまして、その実効性を確保するためにはフォローアップが重要になってくるわけですが、その第1段として、5

月15日、ここに書かれておりますけれども、国や業界に対する提案・要望を行ったところ
でございます。

具体的な提案要望の中身についてちょっとご紹介します。真ん中の四角にくくってあり
ます。この中で、例えば2の(1)の最初の「・」のところですが、デザインに関する安全
規格の早期制定を、国あるいは関係機関に要望したところですが、その提案を受け
て、本年度末には原案を策定し、平成21年度中にはJISを制定するとしておりまして、
大変迅速な対応をいただいているところでございます。

それから、フォローアップの第2弾ですが、先ほどご紹介しました黄色い報告書の次に
ありますリーフレットをご覧いただきたいと思います。「身のまわりの危険！から子ども
を守りましょう」と題しまして、身につけるものの危険についてご注意いただきたく発行
したものでございます。

リーフレットをお開きいただきますと、先ほど述べた協議会の報告の内容や、過去に実
施してきました安全性に関する調査によって明らかになった危険に対し、子どもを事故か
ら守るために、お子さんを持つお母さん方などにわかりやすいようにイラストを交えてま
とめてみたものでございます。

去る7月9日に、幼稚園・保育園を中心に10万部配布いたしましたところ、かなりの反
響を呼びまして、追加配送依頼が殺到しているような状況でございます。そこで、今後は、
20万部ほど増刷しまして、都内の公立・私立の幼稚園を通じまして、3歳から5歳のお子
さんがいる家庭に配布できるようにと考えております。

なお、3月26日の協議会報告以来マスコミの反響も非常に大きく、取材が相次ぎました。
テレビではニュース、報道番組等で取り上げられ、新聞では5大新聞の家庭欄で記事にし
ていただくなど、PR効果も大変大きいものがございました。今後とも、危害防止に関す
る施策を充実してまいりますので、よろしく願いしたいと思っております。

以上でございます。

消費生活総合センター相談課長 消費生活総合センター相談課長の松元です。

最後の資料をご覧ください。「平成18年度東京都消費生活総合センター消費生活相談概
要」です。東京都全体の相談結果につきましては、現在取りまとめ作業中でして、7月中
には年報として公表したいと考えております。

資料に沿って説明いたします。都で受けました昨年度の相談件数は3万8,449件、前年
度と比較して、前年度の93.8%となっております。都全体では13万6,692件、前年度と比

較して90.2%という速報値になっております。

都の相談件数の減少要因ですが、「主な特徴」の(2)にあります架空・不当請求の減少が大きくなっております。これが1万6,000件から1万1,000件に減少したということがあります。一方、増加要因としましては、(1)にあります高額な金融商品を中心にした高齢者相談、これが5,000件から6,000件に増加しております。また、(3)の多重債務も増加しております。これによって相談件数2,000件の減少という形になっております。これに対しまして、東京都全体では、架空・不当請求の減少がそのまま相談件数全体の減少となっているようです。

次のページをご覧ください。ここからは資料編となっておりますが、最初に相談件数全体の推移が出ております。これは、平成17年度がピークです。これは架空請求の影響で平成17年度がピーク、18年度は減少しております。図 - 2 は男女比、図 - 3 は契約当事者の年代別の割合を示しております、60歳代または70歳以上が増加傾向にあることがわかってと思います。

次のページをご覧ください。主な特徴として、まず「高齢者の相談」ですが、高齢者の相談件数は平成15年度と比較して18年度は2.4倍という形でかなり増加しております。平均契約金額を見ますと310万円ということで非常に高額になっています。相談全体の平均契約金額の2倍になっております。これは、左下の表 - 3 をご覧いただきますと、高齢者相談に多いものが、「預貯金・証券等」の中の未公開株とか匿名組合等へ出資、または次の「融資サービス」でサラ金等からの借金による多重債務、これらの件数が多いことによって平均契約金額が高くなっているという状況です。

また、図 - 5 にありますように、高齢者の販売手口で多い利殖商法、SF商法、また、判断力不十分者の契約なども顕著に増加しているという数字になっております。

次のページですが、架空・不当請求に関する相談の推移が出ております。平成16年度が件数のピークとなっております、16年度の最後、17年3月に東京都では架空請求の専用電話を設置して対策をとっております。

最後に多重債務があります。多重債務も、ご覧のように増加傾向にありまして、先ほど説明いたしました多重債務プログラムの関係もありまして、今後、センターとしてどう対応していくかが大きな課題となっております。

簡単ですが、以上です。よろしくお願いいいたします。

松本会長 ありがとうございます。まとめて全部報告していただきましたので、やや

情報過多になったかと思えますけれども、どうぞご質問がありましたら。

池本委員 池本でございます。それぞれの課題について非常に意欲的に取り組んでおられるということで敬意を表したいと思えます。

2点ほど申し上げます。まず、資料9で紹介された多重債務対策の問題は、現在でも相談件数はどんどん増えているということですが、今後、金利が抑制され、あるいは、事業者規制が厳しくなる中で徹底するところも出る。新規の貸付を絞っていくことで、今のところは自転車操業でかろうじてやっている人も回らなくなって、多重債務の相談件数は確実に増えるはずです。そういう人がヤミ金の手にかかったり、あるいは、自殺とかの最悪の事態にいかないためにも相談窓口をきちんと拡充していただく必要があると思えます。

先ほどの最後の話にもありましたが、従来の相談件数ベースでニーズをはかるということからすると、多重債務などは非常に見えにくいです。実際には、何月何日の1回の契約のいきさつを聞くのではなくて、ここ数年間のいきさつを全部聞く、あるいは、5社、10社ある借入れ先のことをみんな聞くわけですから、相談時間は何倍もかかるはずです。あるいは、以前は架空請求が多くて、今は減っているけれども、高齢者被害が増えている。これも、ある意味では、聞き取りが非常に面倒だし、さらに事業者との交渉も手間がかかる。今はこういう案件が増えていると思えますが、特に多重債務の案件などから感じるところは、従来の相談件数ベースの指標とは別に、例えば、面接相談の件数、継続相談の件数、高齢者被害などで言うところのあっせん件数、こうした質にかかわる相談件数の指標をもっと表に出して、相談処理の中身が、今は本当に難しくなっている、そういう中で考えると相談員の増員は、もっと抜本的に増やしていいのではないかと思います。もっと言うと、多重債務の対策を、政府として対策本部をつくって全国に呼びかけていることですから、いわば新規事業の契機というぐらいに受けとめて抜本的な体制を考えていただきたいと思えます。

同じことは、取引指導についても非常に意欲的に行政処分を発動しておられるわけですが、この7月から、通信販売と電話勧誘販売の特商法の権限が都道府県に付与されました。そうすると、電話勧誘による悪質商法、あるいは、通信販売、ネット通販などを利用した悪質商法も、東京都として調査をし、処分するという権限が与えられたわけで、その責任も出てくるわけです。

だとすれば、これもいわば新規事業が一つ付与されたわけですから、そういう目で取引指導の部署についても大幅に増員する施策が必要ではないかと思います。

最後に1点だけ。高齢者の見守りネットワークの問題は非常に重要な課題だと思いますが、主として区市町村に向けて提起になっています。そして、これのフォローアップは、例えばこの審議会でもっとやれといっても、区市町村の話ですから、どちらかという、消費者団体の方に、それぞれの区の地元のセンターはどうしているのかという、消費者団体が区市町村をきちんとプッシュして、実現に向けてフォローアップをしていただく。そういうことでこの資料をお使いいただくといいのかなと。これはよけいなことですが、それも感じましたので発言させていただきます。

以上です。

平林委員 報告事項の2番目の行政刑罰の関連で、刑法の専門家の方が課徴金制度の活用を検討されてはどうかと先ほどご報告がありましたけれども、私も、課徴金制度をもっと活用することを検討したほうがよいのではないかと思います。

と申しますのは、やはり制度をつくるには、実際、東京都の皆さんが動かしやすい、使いやすい制度である必要があると思いますが、刑罰ですと、当然のことながら、立証の問題とか手続の問題など、今、検察と調整とか大変ですけれども、課徴金制度であれば、行政機関みずから科すことができますので、そういう点では使いやすいわけですね。そもそも課徴金制度が導入されたのは独占禁止法の課徴金が最初で、それはやはり刑事罰だとなかなか大変なので、公取が自分で科せられるということで導入されたものです。これからまだ検討されるようですねけれども、ぜひ、課徴金制度も検討されたいかがかと思いました。

松本会長 消費生活部長、どうぞ。

消費生活部長 池本委員からお話がありました件は、多重債務問題もそうですし、今回の条例改正でも、私どもとしては、指導から処分重視の方向に規制強化をしていくということいろいろ取り組もうとしております。これから予算、人員要求の時期になります。私どももその辺についての必要性は十分認識しておりますので、できる限り体制の充実に努めていきたいと考えております。

それから、今、行政刑罰の関係で、確かに課徴金の問題については、今の先生のお話のように、考え方としては、我々自治体としては、非常に有効に活用できるのではないかなというお話もいただいております。これがまたいろいろと、先ほどもご案内いたしましたように、いろいろと論議を尽くしていく機会もございますので、ただいまのご提案についても十分に参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

松本会長 ほかにご質問ございますか。

3人いらっしゃいますね。では、佐野委員から順次お願いいたします。

佐野委員 資料12の子ども用衣類の安全確保についてのところですが、製品事故の情報収集、情報提供の仕方ということで国自体がいろいろ動いております。その中で子ども用の衣類に目をつけたということは非常にすばらしいと思っております、この報告書、また、このパンフレットもいろいろなところで要望が多いということは、非常によくわかります。

1つお願いしたいことがあります。この資料12の参考資料2のところ、ひやり・ハットのことが書いてあり、77.0%となっています。今よく言われておりますことで、事件が300件あると、1件はすごく重大な事故があると。こんなにひやり・ハットの事件があることがわかっているのですから、ぜひ、その情報を収集することに力を入れていただきたいと思います。内閣府、経済産業省がひやり・ハットの情報を収集したいということがあって、消費者としては、事故があったときに一体どこに言ったらいいのかということもありますが、東京都としても、せっかく手がけた子どもの身の回りの危険ですから、ぜひそこは情報収集して、もっと大きな一歩を踏み出していきたいという希望です。

鴨木委員 いろいろな貴重な報告をありがとうございました。今、佐野さんの関連事項で、私も子どものことですが、実は、今年の5月ごろに、子どもの化粧品で非常に被害が出ているので、8月ごろに東京都はガイドラインを出しますとおっしゃっていました。それが、きょうここにある、いただきましたこれなのか、それとも、8月末にそのガイドラインが出るのかどうかを1点お尋ねします。

そして、もし、これがそのガイドラインということで5月ごろにお話しになっていたあのことに通用するのでしたら、今、小学生で化粧する子が増えてきておりまして、特に小学生が教科書以外で購入している、「小学生」という月刊雑誌ですが、その4年生のものを見ましたら、化粧の仕方が載っているわけです。そういうものを見て、私たち相談員はちょっとぎょっとしたのですが、東京都がガイドラインを出してくださるから、それを参考にと言っていました。そのところが今どのようになっているかということ。

それと、もしこれがそのことだとおっしゃれば、幼稚園と保育園だけではなくて、学校の先生方も、今、どういう対応をしたらいいだろうと悩んでいらっしゃいますので、そのあたりの配布先にご参考にさせていただけたらと思います。

以上です。

大山委員 多重債務の問題についてですが、私たちのところにも結構相談があります。例えば、リストラされたことを家族に言えなくてサラ金で借りてしまったとか、医療費が払えなくて借りたとかということも含めてあります。やはり、働いても働いても生活できない、いわゆるワーキングプアの解決とかいうことは、多重債務の相談がこれだけ増えているということ自体、貧困の拡大が背景にあると思います。これは消対審の課題ではないかもしれませんが、やはり相談事業というところの一番矛盾があらわれるところから、その相談から都政に提言をしていくということも含めて考えていったほうがいいのではないかとということが1点です。

それから、先ほどの報告にもありましたけれども、生活文化スポーツ局、福祉保健局と産業労働局が一緒になって総合的に対策をとることが私も重要だと思います。それから、多重債務に陥ってしまった人への対応は、相談と具体的な解決と、それから生活再建が必要だと思います。だから、そういう点で、福祉保健局での貸付制度とか生活再建への支援も重要だと思います。それから、中小業者の場合は、やはりつぶさないという観点から、公的融資の充実だとか、借換え融資を含めて検討することが必要だと思います。

同時に、高金利のまち金とか、法定利息を超える業者に対して、これから押さえるわけですけれども、今、見えているヤミ金があるけれども、もっと見えなくなってしまうとか、ヤミ金ももっと奥にヤミ金ももっと奥に潜ってしまうという点では、それをどうするのか、対策もきちんと考えておかなければいけないと思います。

ちょっと細かいことで申し訳ないのですが、条例8条の知事に対する申出に関する運用指針の改正についてのところで、全体が改善だと思いますが、一つだけ確認しておきたいのは、現行の条文は、処理の結果については、「速やかに」という言葉が入っていて、速やかに申立人に通知する。処理に相当な時間を有するものは途中の段階においてもその状況を申立人に通知することになってはいますが、改正案では、処理の経過及び結果については申立人に通知するとなっていて、「速やかに」というのは当然だから削ったのかなとも思いますが、そういうことでいいのでしょうか。それと、長くかかっているときには途中の段階でも経過をきちんと報告するというでいいのかということを確認しておきたいと思います。

松本会長 では、事務局から、3人からの質問につきまして、どうぞお答えください。

生活安全課長 生活安全課長ですが、子ども服の関係でお答えします。

まず、事故の情報収集の件ですけれども、確かに、先ほどもご説明の中でちょっと申し

上げたのですが、消費者相談情報による、ひやり・ハツとを含めたような情報は、集まってきた状況になっております。ですから、あるテーマといたしますか、ほんの少しの中から、実は底辺があるのではないかとか、そういうセンスといたしますか、感覚を磨きながら我々はそのテーマを選んでいるわけですが、そのほかに、例えば消防庁であるとか、そうした事故現場、あるいは病院における情報、そうしたものから収集して事故対策を考えていくということも考えており、そうした連絡会を月に1回程度設けているような状況でございます。

それから、先ほどの化粧品に関するガイドラインということがちょっと記憶にないのですが、たぶん、PRという意味で、何らかの冊子の形でということで申し上げたのではないかと思います。今回、それが、今まで調査した化粧品であるとか、鉛の入ったアクセサリであるとか、そうしたものを全部網羅して、小さいお子さまを対象にしております、3歳から5歳児がそういう事故に遭わないようにということで、今回はそういうリーフレットを作成しました。

ただ、小学生ということなどは、今のところは考えておりませんので、テーマによっては、今後検討していきたいと思っております。

鴨木委員 朝日新聞の記事で、私はきょうは記事を持ってこなかったのですが、そこでは、小学生が化粧品かぶれしたり、髪を染めたりというような事情が書いてあって、相当大きく載っていました。本当はきょうお持ちすべきでしたが、そこに、8月ごろに、化粧品に関する子ども用のガイドラインを出しますということがあったのでお尋ねしました。また帰って確認します。お話はよくわかりました。ありがとうございました。

企画調整課長 条例8条の知事に対する申出に関する運用指針の受理後の処理方法のところですが、処理の経過及び結果については、当然、速やかに通知していくと受けとめていただければと思います。

それから、調査をしている中では時間のかかるものもあろうかと思っておりますので、ここには文言としては明記してありませんが、やはり折々に状況をお知らせしていくことはさせていただけたらと思います。

消費生活部長 多重債務の問題についてですが、他局にかかわる大山委員からのご意見、ご提案については、関係局に伝えておきます。

松本会長 まだまだご質問、ご意見があるかもしれませんが。

佐野委員 1点だけいいですか。ずっと気になっていたのです。

局の名前が生活文化スポーツ局になった理由、いかにも消費者政策を軽視されているような気がします。本来だったら、消費生活局の中に文化があってスポーツがあるべきなのに、なぜ局名が変更されたのか、お聞きしたいと思います。

生活文化スポーツ局長 実は、スポーツ部門はこれまでは教育委員会で担当しておりまして、教育委員会が担当をしていますと、どうしても学校教育が中心になってしまうと。そうではなくて、スポーツは生涯を通じて、あるいは、あらゆる人がスポーツに親しんで、健康で充実した生活を送る一つの大きなテーマであろうということで、生活という大きなテーマの中に入るということであれば、文化も入るし、スポーツも入るということで、生活文化スポーツ局という大変長い名前の局になりました。私どもの局は、都民生活の中の、都民の生活とか産業活動とか、いろいろな分野の中の生活を主として考えていく局ですので、その辺の局の使命は十分に認識してこれからも仕事をしていきたいと思っております。

なお、生活文化スポーツ局という名前の局が設置されたわけですが、これは東京都議会に知事から提案をして、議会の議決を経て設置という形になっております。

以上でございます。

松本会長 予定の時間をかなり大幅に超過してしまいまして、誠に申し訳ありませんけれども、これをもちまして本日の総会を終了させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

午後 5 時18分閉会